

厚生労働省千葉労働局からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」について

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトなどの短時間労働者が一定の収入（106万円又は130万円）以上になるとかえって手取り収入が減少してしまう、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを後押しするために、事業主に対する助成金の支給などの支援を行っております。是非、ご活用ください。

年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

※キャリアアップ助成金を受給しようとする場合は、**事前に**労働局へキャリアアップ計画書を提出する必要があります。まずは、「年収の壁突破・総合相談窓口」へご相談ください。

配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表いたしました。詳細は、厚生労働省ウェブサイト「配偶者手当」の在り方の検討に向けて（実務資料編）等をご覧ください。



- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045 受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。） 厚生労働省公式HP

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、千葉労働局職業対策課 分室までお問合せください。（043-441-5678）

